

## 令和5年度移住・定住支援制度一覧（R5.8月時点）

市町村名	井原市															
移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加			市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアー		移住・定住支援制度						空き家情報	
		東京 10月	大阪 7月	大阪 2月	日程	会場	日程	行程	お試し暮らし等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供	うち空き家情報システム利用
企画振興課			○						○	○	○	○	○	○	○	

## 1 移住相談窓口

担当部課	担当者名	連絡先
企画振興課	塩出 晋也	0866-62-9521

## 2 移住専門相談員の有無

有 ・ 無

名称	氏名	連絡先
主な業務		

## 3 お試し住宅の有無

有 ・ 無

整備年度	活用施設	利用単位	R4年度利用件数	うち移住件数
H28・H29	3戸 2日～14日 2日～90日	組	14組29人	1組1人

## 4 市町村主催の体験ツアー

【ツアーの概要】

実施予定なし

## 5 移住・定住支援制度

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し暮らし等	いばらぐらしお試し住宅	井原市への移住検討者に、井原市での生活を体験していただくため、お試し住宅を整備。 ○対象者 ・移住を検討している人 ・市の実施する市内案内及びアンケートに協力する人 ・空き家バンクの利用登録をする人	○使用料 ・1,000円/1日 ○利用可能期間 1泊2日～13泊14日(井原) 1泊2日～89泊90日 (芳井・美星) ○その他 ・生活に必要な備品あり
起業	井原駅前通り等賑わい創出事業補助金	井原駅前及び井原町の商店街の賑わい創出や魅力の向上を図るため、井原駅前通り線等に店舗等を新規に出店する者を支援。 【対象者】 井原駅前通り及び補助対象路線に面する土地に、小売業、宿泊業、飲食サービス業、洗濯業、理容業、美容業及び浴場業、旅行業、映画館、劇場及び興行場、スポーツ施設提供業を原則として週5日以上、一日当たり4時間以上営む店舗を新たに設置し、3年以上継続して営業する者。ただし、現在営業している店舗の増改築による業務拡大は該当しない。	【対象経費】 土地取得費、店舗新設又は改装に係る設計費及び工事費、店舗と一体的な設備の取得経費（100万円以上の場合に限る） 【補助金額】 対象経費の2/3以内、補助限度額1,000万円。補助金交付は、1対象者及び1対象店舗につき1回限り
	井原市創業支援補助金	市内での創業者を支援し、市内産業の振興、雇用の促進及び定住促進を図る 【対象者】 市内で起業する新規創業者のうち、次の各号に掲げる要件を全て満たす者 (1) 市内に事業所を設置し、又は設置しようとしている者 (2) 起業の日に市内に住所を有し、かつ、井原商工会議所又は備中西商工会の会員である者 (3) 十分な調査研究に基づく計画性があるもので、継続発展する見込みのある事業を起業する者 (4) 産業競争力強化法で認定された創業支援事業計画に基づいて創業支援事業者が実施する特定創業支援事業による支援を受け、特定創業支援事業証明書が交付が受けられる者 (5) 市税を滞納していない者 【対象となる業種】 農業、林業、漁業、医療、福祉を除く業種	【対象経費】 ①事業所開設に要する土地及び建物の取得費等、機械装置及び設備の導入に係る費用、車両、工具、備品にかかる経費、その他事業所開設に必要な経費とし、その合計額が50万円以上 ②①の事業を実施した事業者が市場調査や販売促進等経営の安定に向けて行う経費 【補助金額】 ①対象経費の2分の1以内、補助限度額200万円 ②対象経費の2分の1以内、補助限度額30万円

	ものづくりのまち井原創業支援奨励金	<p>計画性を持って創業することにより井原の未来を創る者を支援する事業を行い、もって雇用の創出及び地域経済の成長発展に資するため、その計画が適当と認める者に対して奨励金を交付する。</p> <p>【対象者】 市内で起業する新規創業者のうち、次の各号に掲げる要件を全て満たす者          (1) 日本標準産業分類のうち、主として大分類に規定する製造業の用に供する事業所又は本市の産業構造の高度化及び多角化に寄与する事業所を市内に設置又は設置しようとしている法人（認定申請時点では法人・個人共に可。ただし、法人にあつては設立から1年以内であり、かつ操業の実態がないもの）          (2) 十分な調査研究に基づく計画性があり、かつ継続発展する見込みのある事業であり、本市の行う審査で適当であると認められる事業を計画する者          (3) 奨励金の交付日から10年間、市内に本社を有する者。          (4) 奨励金の認定日から3年以内に当該計画に基づく事業を開始し、10年間事業を継続する者          (5) 交付申請の日から事業を10年間継続する期間、井原商工会議所又は備中西商工会の会員である者          (6) 交付決定後、新たに取得する市内における固定資産（土地・家屋・償却資産）に関する投資額が2,000万円を超え、かつ、事業計画書に記載する3年間の事業資金の2分の1以上とし、取得した固定資産を10年間維持・保持すること。          (7) その他市長が不適当と認める者でない者</p>	【奨励金額】 1事業者当たり最大1億円
就農	就農奨励金	<p>新たに県内で農業に従事した者で、次に掲げる条件に該当する者に奨励金を支給する。</p> <p>ア 将来にわたり専業（年間従事日数が概ね250日以上）として農林漁業経営を続けていく意志と条件を有すること。          イ 年齢が申請年度初めにおいて、39歳以下であること。          ウ 過去に就業奨励金（岡山県就農奨励金を含む。）の支給を受けたことがないこと。          エ 井原市内に住所を有していること。</p>	5万円
	ぶどう栽培短期研修事業	<p>ぶどう栽培で、市内での就農に意欲を持たれている方を対象に、栽培体験研修を行う。</p> <p>体験期間：5月中旬～10月中旬（見学のみは年間）          体験日数：1日～5日（日帰り）          活動費：無料（ただし、食事、宿泊、作業服等は自己負担）</p>	
住宅	井原市移住者住宅新築等補助金	<p>移住及び定住を促進し、地域の活性化を図るため、市内に住宅を新築又は建売を購入する者に対し、住宅新築に要する経費の一部を補助</p> <p>○ 対象者          ・ 移住者（転入日から起算して1年を経過しない人、かつ、転入日以前3年以内の期間において市内に居住していない人）          ・ 本市に5年以上定住する意志のある者          ・ R4.4.1～R7.3.31までに住宅新築等に係る契約し、R8.3.31までに市内に新築、入居した者</p>	補助対象経費の1/10 （上限100万円）
	井原市四季が丘団地助成金	<p>分譲地の販売と定住促進を目的として、四季が丘団地の分譲地を購入した者又は住宅等を建設した者若しくは建設された住宅等を購入した者に対し助成金を交付</p> <p>○ 対象者          ・ 分譲地を購入した者、分譲地の所有権を取得してから1年以内に住宅工事に着工し、1年以内に完成させることができる者          ・ 販売を目的とした業者が建築した住宅を購入した者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅等取得資金利子助成金</li> <li>借入金（上限3,000万円）に対する利息（上限2%）を3年間（36か月）補給</li> <li>・ 固定資産税相当額助成金</li> <li>固定資産税相当額を3年間助成（土地、建物）建物対象は住宅部分のみ</li> <li>・ 上水道加入負担金助成金</li> <li>上水道加入負担金相当額（88,000円）</li> <li>・ C A T V加入等助成金</li> <li>C A T V新設工事等の基本料金（1台）を助成（新設の場合55,000円）</li> <li>・ 新エネルギーシステム導入助成金</li> <li>太陽光発電1kw当たり10万円</li> <li>上限50万円（新築時のみ対象）</li> <li>・ 引越費用助成金</li> <li>引越費用として、1区画につき5万円を助成</li> </ul>
	井原市中古住宅活用補助金	<p>空き家の有効活用による井原市への定住人口の増加を図るため、空き家バンクに登録のある空き家を購入・賃借して移住する者に対し、経費の一部を補助</p> <p>○ 対象者          ・ 市外から本市に転入して1年以内の者で、空き家入居日以前3年間、市内に居住していないもの          ・ 空き家入居日より購入者は5年以上、賃借者は1年以上当該空き家に引き続き居住するもの          ・ 市町村税の滞納のない者          ・ 空き家の所有者と購入者又は賃借者が3親等以内の親族でないこと</p>	<p>【購入】 空き家の購入に要する費用の1/5以内で、上限100万円</p> <p>【賃借】 月額賃借料の1/2以内で、1か月あたりの限度額を2万円とし、12か月分（上限24万円）</p> <p>【改修】 市内建築業者等を利用して、空き家の居住の用に供する部分の改修工事費の1/2以内で、上限100万円</p> <p>【家財整理】 業者に委託する、空き家の家財道具の搬出処分及び清掃に係る費用の2/3以内で、上限30万円</p>

井原市就職者等移住支援補助金	<p>移住人口の増加を図るため、市内企業等へ新たに就職又は就農し、市内の住宅を賃借する40歳未満の移住者に家賃の一部を補助</p> <p>○対象者 移住要件と就職又は就農要件を満たし、市町村税の滞納のない者 (移住要件) ・市外から本市に転入して1年以内であること。 ・転入前3年以内の期間において市内に居住していないこと。 (就職要件) ・市内に事業所を有する法人又は個人事業主(以下「法人等」という。)に、令和5年4月1日以降に雇用された者で雇用日から1年以内であること。 ・週20時間以上の無期雇用契約に基づいて、法人等に新たに雇用され、雇用日に40歳未満であること。また支援補助金の申請時において当該法人等に在職していること。 (就農要件) ・令和5年4月1日以降に農業実務研修を開始した者で、開始日に40歳未満であること。 ・市内で農業実務研修を受けていること、又は終了し市内で就農していること。</p>	<p>【補助対象経費】 住宅の賃借料自己負担相当額の12か月分 (住宅手当等の受給額は除く)</p> <p>【補助金額】 補助対象経費の1/2で、1か月あたりの限度額2万円(上限額24万円)</p>
スマイルプラス制度	<p>若者世帯・子育て世帯・移住世帯を応援する。 四季が丘団地の分譲地を購入される方には、分譲地購入助成金を交付。 井原市移住者住宅新築等補助金、井原市中古住宅活用補助金(購入費補助)を申請される方には、補助上限額に加算をし、住宅取得にかかる経費の一部を補助。</p> <p>【対象】 ・若者世帯：夫婦双方が40歳未満 ・子育て世帯：小学生以下の子ども1人につき ・移住者：転入日以前3年間市内に居住していない者</p>	<p>【分譲地】 分譲地の購入に対し、対象ごとに10万円補助。</p> <p>【住宅】 移住者住宅新築等補助金・中古住宅活用補助金(購入費補助)の補助上限額に、各対象ごとに10万円プラス。</p>
省エネリフォーム補助金	<p>市内建築業者等を利用して環境負荷軽減を目的として実施するリフォームの経費の一部を補助。 ※工事着工前に申請し交付決定を受けた場合に限りです。</p> <p>【対象建物・対象者】 ・市内にある申請者個人所有の住宅 (工事完了後、実績報告の際に住居登録し居住している場合) ・市内にある事業者所有の事業所 (工事完了後、実績報告の際に開設している場合)</p> <p>【対象工事】(市内事業者が施工することが条件です) ・開口部の断熱改修(断熱ドアへの交換など) ・外壁、屋根、天井などの断熱改修 ・省エネ設備の交換(高断熱浴槽、LED照明など)</p>	<p>【補助金額】 対象工事に要する経費の1/10(上限20万円) ※対象経費が50万円以上のものに限りです。</p>
子育て	<p>こども医療費の無償化</p> <p>保育園・幼稚園保育料を無償化</p> <p>保育園・幼稚園の給食副食費を無償化</p> <p>不妊治療助成事業</p> <p>不育治療助成事業</p>	<p>満18歳に達する年度末までの保険適用となる医療費の自己負担を無償化</p> <p>国の無償化対象とならない全園児の保育料を市独自に無償化</p> <p>国の免除対象とならない全園児の給食副食費を市独自に無償化</p> <p>補助率は1/2以内、30万円/回を限度とし1対象者につき6回まで(180万円限度)通算10年間助成。</p> <p>1回当たり30万円上限で、1対象者につき3回まで助成。</p>
その他	<p>幼稚園・小中学校給食のアレルギー対応</p> <p>移住支援金の支給</p>	<p>①アレルギー記載献立表の配布 ②飲用牛乳の対応 ⇒希望者に対して飲用牛乳を無しとし、飲用牛乳代金を徴収しない ③卵の対応 ⇒希望者に対して卵を抜いた学校給食を支給</p> <p>東京23区から井原市へ移住・定住し、かつ、就労等に関する諸条件を満たす方を対象に移住支援金を支給する。 ・岡山県が行う就労のマッチングサイトに掲載する求人に就業した方 ・起業支援金の交付を受けた方 ・テレワークにより移住前の就労を継続する方</p> <p>一世帯100万円 ただし、単身世帯は60万円 ※18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき100万円を加算される場合があります。</p>